

保護者の皆さま

この当園許可証は、幼稚園に通う園児の皆さまの健康を守り、感染症の流行を防ぐ為に必要なものです。病院によっては有料の場合もございますので、医師に確認の上、登園許可証を作成依頼願います。

《登園許可証が必要な感染症》

病名	登園の目安
インフルエンザ	発症した後5日経過し、解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹（はれ）が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん（3日はしか）	発しんが消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
その他	以下の病気についても登園許可証の対象になります。（登園の目安については、診察した医師の判断によります）。 溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ感染症・流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）・ウイルス性肝炎・RSウイルス感染症・帯状疱疹・伝染性膿痂（とびひ）

※上記以外に、医師の判断で登園停止になる場合がございます。

[医師用]

## 登園許可証（治癒証明書）

スマイスセレソン スポーツ幼稚園  
園長 殿

園児名 \_\_\_\_\_

疾患名 \_\_\_\_\_

1. 上記疾患で治療中でしたが、感染の恐れがなくなりました。
2. 伝染病の疾患ではなく、集団生活は可能です。
3. そのほか

上記の通り診断致します。

平成 年 月 日

(住所)

(医療機関名)

(医師)

印